


議題(2)

臨床研究医コース及びサブスペシャルティ 領域に関する議論の動向について

- ① 臨床研究医コースについて
- ② サブスペシャルティ領域に関する近時の動き

研究医枠についてのこれまでの議論

- 平成25年の「専門医の在り方に関する検討会報告書」においては、「多様な医師を養成するニーズに応えられるよう、専門医の養成の過程において、例えば、研修の目標や内容を維持した上で、養成プログラムの期間の延長により研究志向の医師を養成する内容を盛り込むことも検討すべきである。」とされていた。
- 一方、新専門医制度整備指針においては、「専門医とは、各専門領域において、国民に標準的で適切な診断・治療を提供できる医師である」とされ、現在の専門医制度において、研究を行う人材を養成することは念頭におかれた枠組みが存在しない。
- シーリング・診療科別必要医師数について、昨年度実施された各都道府県・各学会との意見交換の中で、「研究や教育を行う医師数を考慮すべき」との意見が出たが、上述の通り、研究医の位置づけが確立していないことから、日本専門医機構は、令和2年度開始研修のシーリングにおいては、研究医を考慮した制度の導入を見送った。
- また、第32回医師需給分科会(令和2年1月)において、診療科別必要医師数の算出にあたっては、現状においては、医療需要に応じて算出するのが妥当であるとされた一方、今後、研究医の養成数を考慮した制度の構築に向けた検討を行う必要性について指摘がなされている。

 専門医制度における研究医の位置づけについて、日本専門医機構の資料により説明。(次ページ)

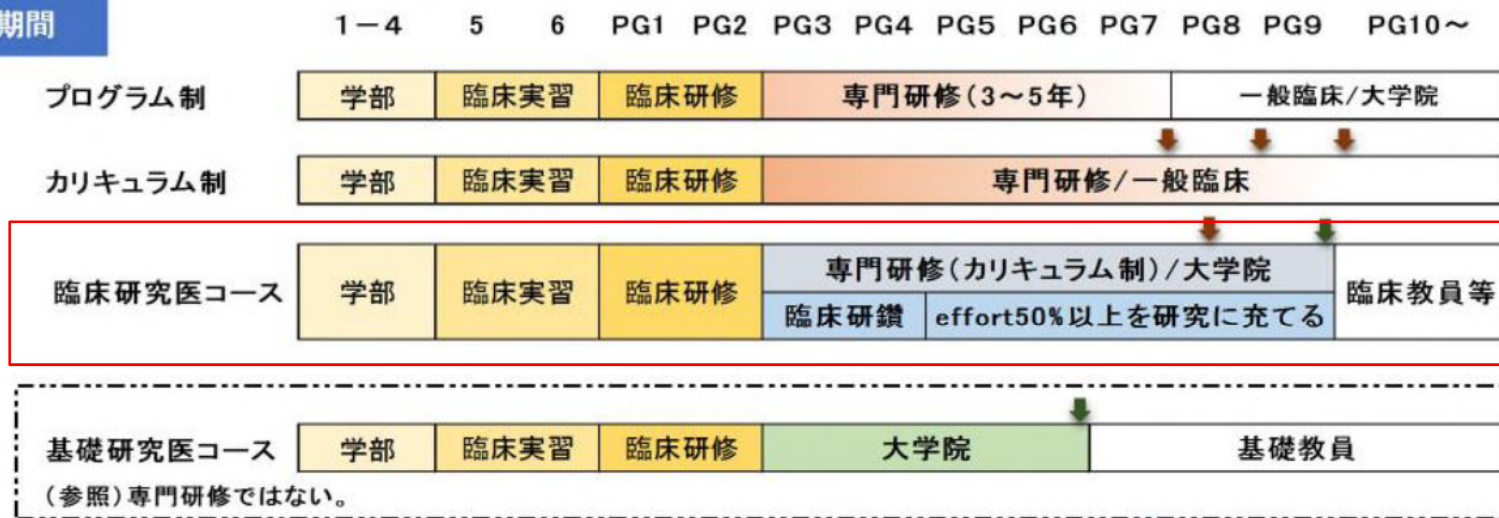


将来研究に従事する医師(臨床研究医)の養成

現状と課題

- 基礎医学領域の研究に関して、学部・臨床研修を通じて、いくつかの制度が進行中
- 臨床医学領域の研究に関して、専門研修後の大学院進学、アカデミアへの自発的就職に支えられているものの学会・専攻医ともインセンティブに乏しい
- 専門医の診療科偏在・地域偏在の議論では、就労時間のタイムスタディに基づくとされているが、研究力低下対策、医学教育の変革に関する視点に乏しい

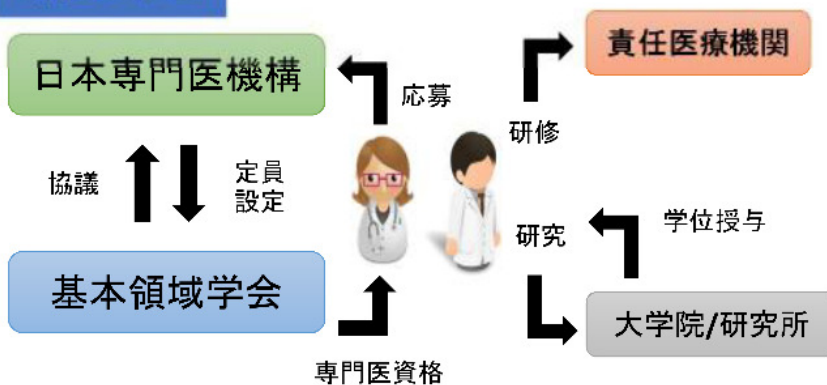
研修期間



PG: post graduate

↓ : 専門医資格取得
↓ : 学位取得

研修システム



ポイント

- 基本領域学会と協議し、機構が定員設定し、募集を行う
- 定員は各基本領域最低1名、それ以後は応募数に応じて配分
- 研修は責任医療機関で管理し、カリキュラム制で行う
- 研究は大学院あるいは研究所で行い、First authorとして、SCI論文2本以上(case reportは除く)
- 臨床研究医プログラムは在籍期間中、後半5年間はエフォートの50%以上を研究に充てる
- コース在籍中は、責任医療機関の給与規定によって身分が保証される
- 途中でコースの責務を果たせなかった場合には、所属責任医療機関の定員を減じる



臨床研究医コースの募集と採用

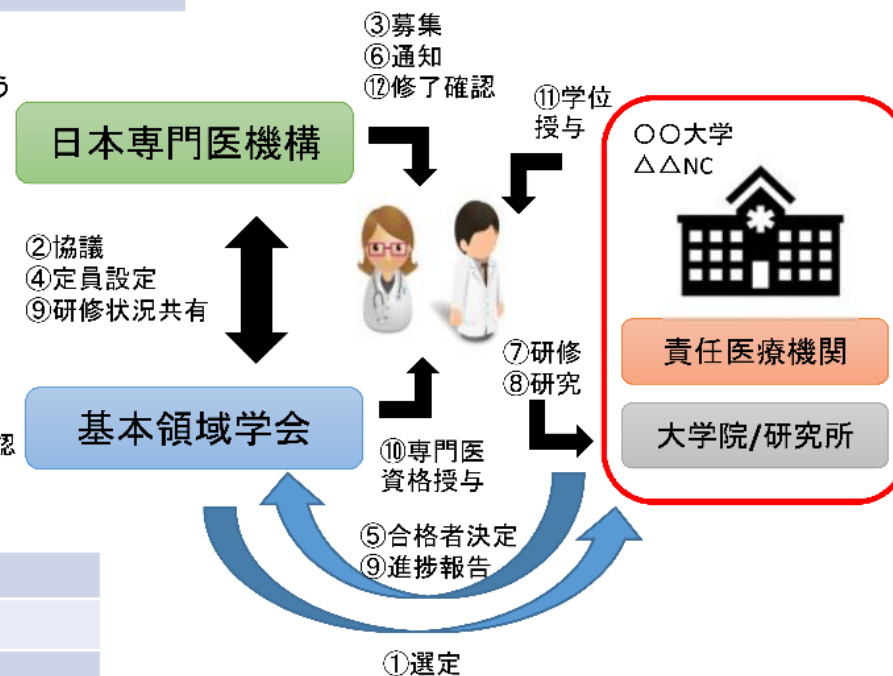
臨床研究医コースの概要

- 基本領域の専門医資格を取得後あるいは取得中に、大学院あるいは研究所に所属し、定められた一定期間医学研究に従事する
- 専門医資格取得のための研修は、責任医療機関で管理し、カリキュラム制で行う
- コースは全体で7年間とし、最初の2年間は臨床研鑽を行い、後半5年間はエフォートの50%以上を研究に充て、SCI(Science Citation Index)のついた英文雑誌においてFirst authorとして2本以上の論文発表を課す

臨床研究医コースの募集と採用の流れ

- 基本領域の窓口学会と機構が協議を行い定員を設定するが、募集は機構が行う
- 19基本領域に最低1名の定員を用意し、残りは応募者数に応じて配分する
- 初年度は40人からスタートし、経過を見ながら漸増

- ① 基本領域の窓口学会は、コース内容の検討と責任医療機関の選定を行う
- ② 機構と学会が協議を行い、機構がHPでコース内容(診療科・大学名)の案内を行う
- ③ 機構は、臨床研究医コースを希望する専攻医をHPで募集する
- ④ 機構は、応募者数に応じて、各基本領域に定員を割り振る
- ⑤ 責任医療機関で合格者を決定し、学会で調整のうえ機構に報告する
- ⑥ 機構から専攻医に対して、可否を連絡する
- ⑦ 合格した専攻医は、コースを設置した責任医療機関で研修を開始する
- ⑧ 2年間経過後、コース内容に応じて研究を開始する
- ⑨ 責任医療機関は基本領域学会コースの進捗状況を報告し、機構と共有する
- ⑩ 基本領域学会は、定めたカリキュラムを達成した場合に、専門医資格を授与する
- ⑪ 大学院進学の場合には、規定に従い大学院が学位を授与
- ⑫ 7年間のコース在籍、2本以上の英文論文をもって、機構が臨床研究医の修了確認



今後のスケジュール

8月	各基本領域の窓口学会と協議
9月上旬	専攻医に対して、臨床研究医コースの募集開始
9月下旬	日本専門医機構から採用結果を通知
10月	一般基本領域の募集開始

コースの概要

日本専門医機構では、将来の臨床研究医を養成する目的で、これまでの専門研修制度に加えて、「臨床研究医コース」を新設。令和2年9月18日に、臨床研究医コース整備指針(参考資料8)を発出。

(コースのポイント)

- ① 研修期間は7年とする。
- ② 開始後2年間は臨床研鑽を行い、それ以後の5年間はエフォートの50%以上を研究に充てる。
- ③ 専門研修は責任医療機関が管理し、カリキュラム制で行う。
- ④ 研究は大学院あるいはナショナルセンターで行い、SCI論文2本以上を執筆する。
- ⑤ コース在籍中は、責任医療機関の規程に従い、給与などの身分が保障される。
- ⑥ 専攻医の募集は通常募集とは分離して行い、不採用となった研修医は通常募集に応募可能とする。

(令和3年度(令和4年度研修開始)募集について)

○募集定員:全国40名(昨年度同様)

○スケジュール:9月に専攻医募集、10月に採用決定(昨年度同様)

(令和2年9月)国から専門医機構への意見・要請と専門医機構の対応状況

国から専門医機構への意見・要請	専門医機構対応
地域医療提供体制への影響を配慮し、信頼性の高いデータに基づいて教育や研究を維持するための必要な医師数を検討すること	「専門医養成数に関する協議会」において、定員数の検討を行っていく旨を回答。令和3年度募集定員は昨年度に引き続き40名。
給与の支給や社会保険への加入等、所属施設において身分保障を行うことを必須とすること	整備指針を策定し、研究フェーズにおける給与、社会保険などの身分保障を明記。また、身分保障について日本専門医機構が定期的に聞き取り調査を行うことを明記。
専攻医に対し、臨床研究医コースにかかる情報提供を丁寧に行うこと	令和3年は、臨床研究医コースについての説明動画を作成し、7月に公開。

① 臨床研究医コースについて

令和2年度(令和3年度研修開始)採用結果

都道府県	採用数	領域	採用数
東京都	15名	内科	7名
大阪府	5名	皮膚科	5名
福岡県	3名	小児科	4名
京都府	2名	泌尿器科	3名
広島県	1名	精神科	2名
長崎県	1名	整形外科	2名
計	27名	眼科	2名
		耳鼻咽喉科	1名
		総合診療科	1名
		計	27名

- 募集定員40名に対し、応募・採用は27名に留まった。(後に1名辞退)
機構は、周知期間が短かったことを主な原因として挙げている。
- 都道府県別では、大学病院が多い大都市へ採用が集中しており、「シーリング逃れ」の手段にならないよう注意が必要。

令和3年度(令和4年度研修開始)採用に係る論点

- 日本専門医機構が昨年度に引き続き研究医の募集定員を40名に設定していることについて
- 研究医をシーリングの枠外で採用可能としていることについて
- 日本専門医機構が検討する研究医枠による、地域医療提供体制への影響について

② サブスペシャルティ領域に関する近時の動き

議題(2)

R 2. 2.19	<p>県：地域医療対策協議会（医師法第16条の10に基づく意見提出）</p> <p>(1)サブスペシャルティ領域の早期決定について (2)サブスペシャルティ領域の認定要件の緩和について</p> <p>※ 2/21 国に提出 ⇒ 3/13 国から専門医機構に意見・要請(上記(2)の意見は含まれず) ⇒ 専門医機構から国への回答は公表されず</p>
R 2. 3.13	<p>国：医道審議会医師専門研修部会</p> <p>●「サブスペシャルティ領域の在り方に関するワーキンググループ報告書」の公表 ⇒ 具体的な制度設計と今後のサブスペシャルティ領域の認定について言及</p>
R 2. 6.30	<p>日本専門医機構：理事会</p> <ul style="list-style-type: none">●「専門医制度整備指針(第3版)」(参考資料6)の公表●「サブスペシャルティ領域専門研修細則」(参考資料7)の公表● サブスペシャルティ領域専門医制度の認定開始時期の1年延期(2022年4月～)● 延期に伴う2021年3月基本領域修了者のサブスペ領域研修実績の遡及取扱
R 2. 8.21	<p>県：地域医療対策協議会（医師法16条の10に基づく意見提出）</p> <p>(4)サブスペシャルティ領域について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2022年までにサブスペシャルティ領域の研修を開始した専攻医への配慮・ サブスペシャルティ領域のプログラム認定手続を早期に、具体的な明記を要望 <p>※ 8/31 国に提出 ⇒ 9月 国から専門医機構に意見・要請（上記は含まれず） ⇒ 10/16 専門医機構から国に回答（上記は含まれず）</p>
R 3. 5.24	<p>日本専門医機構：定例記者会見</p> <p>サブスペシャルティ領域は現行の24領域から今年度は追加せず、今秋以降、サブスペシャルティ領域検討委員会で議論をし、2022年度からの追加を目指す方針を説明。</p>